

31—01 P T

利害関係人

1. 利害関係人

無効審判を請求し得る利害関係人（特 § 123②、§ 125 の 2②、商 § 46②）とは、特許（商標）権などの存在によって、法律上の利益や、その権利に対する法律的地位に直接の影響を受けるか、又は受ける可能性のある者をいう。

利害関係人として認められるか否かは、権利内容や請求人の事業内容等との関係において個別具体的に判断されるべきものであって、手続をする能力のように個別の事件と離れて一般的な能力として判断されるものではない。

2. 審判請求書における利害関係の記載

無効審判請求人は、審判請求書に利害関係を記載する必要はなく、合議体は、審判請求書に利害関係が記載されていなくても、補正を命じる必要はない。

なお、審判請求書の様式（特施規 § 46①様式第 62、商施規 § 14 様式第 15）には、利害関係を記載する欄は設けられていない。

3. 利害関係についての審理

ア 被請求人が利害関係について争う場合であって、請求人が利害関係を有することが合議体において明らかであるときは、合議体は、請求人に釈明を求めることなく審理を進める。

イ 被請求人が利害関係について争う場合であって、請求人の利害関係が明らかでないときは、合議体は、請求人に利害関係の釈明を求める。例えば、被請求人が利害関係について争う旨を主張する答弁書を請求人に送達し、請求人に弁駁書の提出を求める。その上で、当事者の主張によっても利害関係に疑義があるときは、審尋等により職権で利害関係について調査を進める。

ウ 被請求人が利害関係について争わない場合は、合議体は、請求人に釈明を求めることなく審理を進める。ただし、請求人が利害関係を有しないことが

合議体において明らかであるときは、合議体は、イと同様に、請求人に利害関係の釈明を求める。

(参考)

請求人に利害関係を有することが求められる場合、当該利害関係については職権調査事項であるが、従来利害関係の有無についていたずらに多くの時間と労力を費し、本案審理に入るのを妨げていた実状を改める昭和 34 年法改正のいきさつ（注 1. ～ 2. ）から、相手方が特に争わない限り、問題とならないので、利害関係については調査しない。

注 1. 特許庁編「工業所有権制度改正審議会答申説明書」1957 年 2 月、発明協会、115～116 頁

注 2. 第 31 回国会衆議院商工委員会議事録第 37 号

4. 利害関係を有すると認められない場合の取扱い

審理の結果、審判請求が利害関係を有すると認められないときは、請求人適格を欠くから、当該審判請求は不適法であるとして、審決をもって無効審判請求を却下する（特 § 135、商 § 56①、§ 68④）。

5. 利害関係の判断の基準時

審決の時を基準とする。

(裁判例)

「商標法第四六条の規定に基づき商標登録を無効にすることについての審判を請求するためには、請求人に右審判請求をするについての法律上正当な利益が存することを必要とするものと解すべきであるが、無効審判請求の利益は、審判請求を適法なものとして取り上げ、請求の当否について審決を得るために具備すべき要件であるから、審決時を基準として判断すべきであり、審決時に存在することを必要とするとともにこれをもって足りるというべきである。」
東京高判平 1.10.19（平 1（行ケ）65 号）

特許権の範囲確認審判請求の利益の有無について、・・・請求の時に利益を有しなくても、審決の時までに利益を有するに至ったときは、審判請求を却下することなく、特許権の範囲について審決すべきものと解するのが相当であ

る。」最二小判昭 37.12.7 (昭 36 (オ) 465 号)

6. 審決における利害関係の記載

被請求人が利害関係を争わないときは、審決の理由に利害関係についての判断を記載する必要はない。

(改訂 H27.2)